ビジネスフォンサポート利用規約

実施：平成 26 年 4 月 1 日(最終改定 平成 26 年 10 月 1 日)

目次

**第 1 章　総則** ..... **2**
第 1 条（本規約の目的） ..... 2
第 2 条（本規約の範囲・変更） ..... 2
第 3 条（用語の定義） ..... 2
**第 2 章　本サービスの提供** ..... **2**
第 4 条（本サービスの提供範囲） ..... 2
第 5 条（提供区域） ..... 2
**第 3 章　契約** ..... **1**
第 6 条（契約の単位） ..... 1
第 7 条（契約申込の方法） ..... 1
第 8 条（契約申込の承諾） ..... 1
第 9 条（申込内容の変更） ..... 1
第 10 条（契約内容の変更） ..... 1
第 11 条（権利の譲渡） ..... 1
第 12 条（契約者の地位の承継） ..... 1
第 13 条（契約者の氏名等の変更の届出） ..... 2
**第 4 章　禁止行為** ..... **2**
第 14 条（営業活動の禁止） ..... 2
**第 5 章　契約の解除等** ..... **2**
第 15 条（本サービス提供の終了） ..... 2
第 16 条（契約者による解約） ..... 2
第 17 条（当社による解約） ..... 2
**第 6 章　料金** ..... **3**
第 18 条（料金） ..... 3
第 19 条（利用料金の支払義務） ..... 3
第 20 条（割増金） ..... 3
第 21 条（延滞利息） ..... 3
第 22 条（料金計算方法等） ..... 3
第 23 条（端数処理） ..... 3
第 24 条（料金等の支払） ..... 4
第 25 条（料金の一括払） ..... 4
第 26 条（消費税相当額の加算） ..... 4
第 27 条（料金等の臨時減免） ..... 4
**第 7 章　損害賠償** ..... **4**
第 28 条（免責事項） ..... 4
第 29 条（サービスの中断） ..... 4
**第 8 章　個人情報の取扱** ..... **5**
第 30 条（個人情報の取扱） ..... 5
**第 9 章　雑則** ..... **5**
第 31 条（利用に係る契約者の義務） ..... 5
第 32 条（契約者の当社に対する協力事項） ..... 6
第 33 条（除外事項） ..... 6
第 34 条（法令に規定する事項） ..... 6
第 35 条（準拠法） ..... 6
第 36 条（紛争の解決） ..... 6
**【別紙 1（ビジネスフォンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）】** ..... **7**
**【別紙 2（料金表）】** ..... **9**
**【別表 1（対象物品詳細）】** ..... **10**

## 第 1 章　総則

第 1 条（本規約の目的）

西日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、このビジネスフォンサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりビジネスフォンサポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（本規約の範囲・変更）

1　当社が、必要に応じて契約者に通知又は当社のホームページ等にて公表する本サービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。

2　当社は、本規約（別紙を含みます。）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

第 3 条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 本契約 | 当社から本サービスの提供を受けるための契約 |
| 契約者 | 当社と本契約を締結している者 |
| 対象機器 | 当社又は当社特約店が販売した端末設備のうち、別紙１（ビジネスフォンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）に定めるもの |
| 主装置 | 別表１（対象物品詳細）に記載される、本サービスの契約単位となる主装置物品（増設主装置含む。） |
| 本サービス | 別紙１（ビジネスフォンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）に記載される対象機器に、不時の故障が発生した旨の通知およびサポートサービスの要請を契約者から受けたときに、当該故障の修理等を行うサービス。 |
| 提供プラン | 本サービスの提供を受けるための、対象機器の構成に応じた料金が設定された提供プラン。<br>各プランの料金は別紙 2（料金表）に定めるところによります。 |
| 本サービス取扱所 | 本サービスに関する業務を行う当社の事務所。 |
| 料金月 | 当社が定める電話サービス契約約款および総合ディジタル通信サービス契約約款、ＩＰ通信網サービス契約約款等による各サービスの利用料金に適用される料金月（１の歴月の起算日（当社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。）から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。） |

## 第 2 章　本サービスの提供

第 4 条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者から要請があったときは、別紙１（ビジネスフォンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）に定めるところにより、本サービスを提供します。

第 5 条（提供区域）

本サービスは、西日本電信電話株式会社の提供区域（富山県、岐阜県、静岡県以西の 30 府県）において提供します。

## 第 3 章　契約

第 6 条（契約の単位）

当社は、1 の主装置につき、1 の本契約を締結します。

第 7 条（契約申込の方法）

本サービスを申込むときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

(1) 本サービスに係る対象機器の主装置

(2) その他申込みの内容を特定するための事項

第 8 条（契約申込の承諾）

1　当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。

(4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3　当社が、前２項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第 9 条（申込内容の変更）

1　契約者は、第 7 条（契約申込の方法）第 1 項第 2 号に定める事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2　前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3　当社は、第 1 項の届出があったときは、第 8 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。その際、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 10 条（契約内容の変更）

1　契約者は、本契約の契約内容を変更しようとするときは、そのことを本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2　当社は、前項の届出があったときは、第 8 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 11 条（権利の譲渡）

1　本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

2　本サービスに係わる対象機器に関する権利の譲渡があった場合でも、契約者からの申し出がない限り、本契約は継続します。

第 12 条（契約者の地位の承継）

1　相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。

2　前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
3　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
4　本条第 1 項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第 13 条（契約者の氏名等の変更の届出）
1　契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項の届出があったときは、第 8 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

## 第 4 章　禁止行為

第 14 条（営業活動の禁止）
契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

## 第 5 章　契約の解除等

第 15 条（本サービス提供の終了）
1　当社は、本サービスの対象機器が、その製造から一定の期間を経過する場合に、当該対象機器に対する本サービスの提供を終了することがあります。この場合、当社は事前にその旨を契約者に通知することとします。
2　当社は、本サービスの有効期間であっても本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
3　前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社のホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 16 条（契約者による解約）
1　契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出て頂きます。
2　当社は、前項の規定により申し出て頂いた解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

第 17 条（当社による解約）
1　当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。
但し、本条第 3 項に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。
2　第 15 条（本サービス提供の終了）第 1 項及び 2 項に定めるとき。
3　契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
(3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
(4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
(5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴

力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合

(6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行った場合

## 第 6 章　料金

第 18 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 2（料金表）に定めるところによります。

第 19 条（利用料金の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、別紙 2（料金表）及び第 22 条に基づき月額料金の支払いを要します。なお、利用料金は、利用日数に応じて日割して適用します

第 20 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙 2（料金表））の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払って頂きます。

第 21 条（延滞利息）

1　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

2　前項に定める遅滞利息の計算にあたっては、閏年の日を含む期間についても、1 年を 365 日と計算します。

第 22 条（料金計算方法等）

1　当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 2（料金表）に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2　当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日に契約の内容変更、解約等があったとき。

(3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日に別紙 2（料金表）に規定する月額料金の割引の適用に変更があったとき。

3　前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。

4　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5　当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第 23 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 24 条（料金等の支払）

1　契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払って頂きます。

2　契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

第 25 条（料金の一括払）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 26 条（消費税相当額の加算）

1　第 19 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

2　本条において、別紙 2（料金表）に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

3　別紙 2（料金表）において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

4　本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 27 条（料金等の臨時減免）

1　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

2　当社は、料金の減免を行ったときは、当社ホームページ等により、その旨周知を行います。

## 第 7 章　損害賠償

第 28 条（免責事項）

1　当社は、契約者からの問合せ（故障申告含む）受け付けおよび、故障修理を遅滞無く行うことを保証するものではありません。

2　契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

3　当社は、第 15 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。

4　自然災害、停電、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。

5　当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第 29 条（サービスの中断）

1　当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止または中断できるものとします。

(1)本サービスのシステムの保守または工事を定期的もしくは緊急に行う場合、または当社のシステムの障害等やむを得ないとき。

(2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。

(3)政府機関の規制、命令によるとき、または他の電気通信事業者等がサービスの提供を中止または中断した場合。

(4)その他、当社が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止または中断するときは、あらかじめその旨を事

前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2　当社は、本条に基づく本サービスの中止または中断により、契約者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。

## 第 8 章　個人情報の取扱

第 30 条（個人情報の取扱）

1　契約者（個人の場合）は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、会社名、部署、担当者名、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。

2　当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報に規定する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお，本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3　当社は，次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も，問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

(1)本サービスの提供
(2)当社が提供する役務または販売する商品等の紹介，提案およびコンサルティング
(3)当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務または商品等の紹介、提案およびコンサルティング
(4)アンケート調査その他の調査に必要な物または謝礼の送付
(5)役務・商品等にかかる品質等の改善，新たな役務・商品等の開発
(6)各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
(7)インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

4　契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

5　当社は、個人情報保護法第２３条第４項第１号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令に従い、第三者に提供することがあります。

6　当社は、本サービスを提供するにあたり、契約者からのサポート要請に対応するために当社が別に定める提携企業による故障切り分け、修理等の対応が有効であると判断し、契約者の了承を得た場合には、個人情報保護法第２３条第４項第１号の規定に基づき、サポート対象、契約者等に関する情報を当社が別に定める提携企業に対して提供することがあります。

## 第 9 章　雑則

第 31 条（利用に係る契約者の義務）

1　契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

(1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
(2) 本サービス申込時に故障修理の必要がなく正常に動作している本サービス対象機器が用意されていること。

2　前 2 項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。

(1)　当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
(2)　本サービスを違法な目的で利用しないこと。
(3)　第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
(4)　本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
(5)　法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
(6)　本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。

(7)　その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

3　契約者は、前項の規定に違反して当社の事業の運営等に損害をきたしたときには、必要な費用を支払って頂く場合がございます。

第 32 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

(1) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（対象機器のご利用環境等を含みます。）の提供。

(2) サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。

(3)その他、本サービスの提供又は設定作業等のために際し当社が必要と認める事項の実施。

第 33 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

(1)　第 31 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。

(2)　契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。

(3)　その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 34 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 35 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 36 条（紛争の解決）

1　本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2　本規約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別紙１（ビジネスフォンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）】

ビジネスフォンサポートの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定するサポート対象機器以外のサポート内容及び詳細については、当社が別に定める規定によります。

1. メニューの構成

(1) 本サービスの提供メニューは、下表のとおり主装置メニュー、オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、定期点検、その他機器とします。

| メニュー構成 | 提供プラン | 対象機器 |
|---|---|---|
| 主装置メニュー | Sタイプ | Ｎｅｔｃｏｍｍｕｎｉｔｙ ＳＹＳＴＥＭ αＮＸシリーズ、αＮＸⅡシリーズ |
| | Mタイプ | |
| | Lタイプ | |
| | ミニタイプ | Ｎｅｔｃｏｍｍｕｎｉｔｙ ＳＹＳＴＥＭ ＢＸⅡシリーズ※1 |
| オプションメニュー | 電話機（A） | Ｎｅｔｃｏｍｍｕｎｉｔｙ ＳＹＳＴＥＭ αＮＸシリーズ、αＮＸⅡシリーズ |
| | 電話機（B） | |
| | 定期点検 | Ｎｅｔｃｏｍｍｕｎｉｔｙ ＳＹＳＴＥＭ αＮＸシリーズ、αＮＸⅡシリーズ、ＢＸⅡシリーズ |
| | その他機器※2 | |

※1 電話機とドアホン等を含む。

※2 主装置に接続された機器であって、当社又は当社特約店が販売したもの。

(2) なお、対象機器の詳細については【別表１（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2. サポート内容

2.1 主装置メニュー、オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、その他機器）

(1) 対象機器に次の各号に定める不時の故障･損傷が発生した旨の契約者からの通知またはサポートサービス提供の要請を受けたときは、当該故障の修理を行います。

- お客様の正常な使用状態（取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書きに従った使用状態）での故障・損傷
- 各種部品の劣化による故障・損傷
- 鳥獣害及び虫の混入による故障・損傷
- お買上げ屋内配線の損傷
- 最低限の通信を確保する為の代替器の設置費用
- 火災、天災、公害、異常電圧、誘導雷、塩害等の外部要因に起因する故障・損傷
- お買い上げ後の輸送、移動時の落下、衝撃等、お取扱いが不適当なために生じた故障・損傷

(2) 次の各号に定める事項は、本契約の保守範囲に含まれないものとします。この場合、当社は別に定める「お買上げ商品修理規定」に基づき実費にて対象機器の修理を行なうこととします。

- 不当な修理や改造による故障・損傷
- 戦争、動乱、地震、津波、噴火に起因する故障・損傷
- お買上消耗品が損傷し取り替えを要する場合のお買上消耗品の物品費用及び交換作業費用
  ※お買上消耗品とは、当該商品が契約者でも購入可能で、且つ契約者にて取替えが可能なもの（取扱説明書に購入方法や、取替え方法が明記されているもの。）
- 契約者が第 10 条（契約内容の変更）の届出を行わなかったとき。
- 上記に該当しない、その他当社の責に帰する事のできない事由。

2.2 オプションメニュー（定期点検）

１年に２回、当社が別に定める定期点検表に基づきの定期点検を実施します。

3.　提供条件

3.1　主装置メニュー

第１項で規定する対象機器を利用していること。

3.2　オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、その他機器）

(1) 第１項で規定する対象機器を利用していること。

(2) ビジネスフォンサポートの主装置メニューを契約していること。

(3) 設置場所にて設置する第１項で規定する電話機（A）または電話機（B）の全ての機器、もしくは電話機（A）および電話機（B）の全ての機器を契約していること。

3.3　オプションメニュー（定期点検）

(1) 第１項で規定する対象機器を利用していること。

(2) ビジネスフォンサポートの主装置メニューを契約していること。

(3) オプションメニュー電話機（A）および電話機（B）の全ての機器を契約していること。ただし、ミニタイプについては対象外とする。

4.　保守作業時間

4.1　主装置メニュー、オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、その他機器）

(1) 午前９時００分から午後５時００分までに、対象機器に不時の故障が発生した旨の通知を受けた時は、故障受付当日に修理に伺います。ただし、離島、遠隔地等で当日修理派遣が困難な場合、契約者から翌日以降での故障派遣の指定及び承諾を得た場合は除きます。

(2) 契約者が本契約の保守を前項の時間帯外に要請したときは、当社は当該要請に係る修理作業を翌日に行います。ただし、当社および契約者が緊急に修理が必要と判断したときは、当社は前項の時間帯に限らず担当者を派遣し修理作業を行います。この場合、当社は別に定める「お買上げ商品修理規定」に基づき実費にて修理を行なうこととします。

4.2　オプションメニュー（定期点検）

(1) 定期点検は、祝祭日および年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く月曜日から金曜日の午前９時００分から午後５時００分までの時間に実施します。

5. 受付電話番号

局番なし１１３（２４時間受付）又は、フレッツ光、ひかり電話サービスをご利用の場合は
０８００－２００－４９０６（２４時間受付）にて受付します。

【別紙２（料金表）】

1. 月額料金

主装置メニュー

本サービス対象機器の主装置タイプにより下表の料金を適用する。

別表１の主装置メニューに含める物品も対象となります。

| 提供プラン | 課金単位 | 料金額（月額） |
|---|---|---|
| Ｓタイプ | １の主装置毎に月額 | 3,000 円（税込 **3,240** 円） |
| Ｍタイプ | １の主装置毎に月額 | 4,500 円（税込 **4,860** 円） |
| Ｌタイプ | １の主装置毎に月額 | 9,500 円（税込 **10,260** 円） |
| ミニタイプ※1 | １セット毎に月額 | 1,500 円（税込 **1,620** 円） |

※１対象物品への配線（以下、機器配線）の修理（張替を含む）も含みます。家屋の改造、レイアウト変更等に起因する故障及び構内ケーブル（ＩＤＦ間等）の張替についてはサポート対象外とします。

オプションメニュー

| 提供プラン※2 | 課金単位 | 料金額（月額） |
|---|---|---|
| 電話機（A）※3 | 契約台数毎に月額 | 300 円（税込 **324** 円） |
| 電話機（B）※3 | 契約台数毎に月額 | 500 円（税込 **540** 円） |
| 定期点検（１～５台）<br>（電話機（A）及び（B）の合計が 1 台～5 台まで） | １の主装置毎に月額 | 1,500 円（税込 **1,620** 円） |
| 定期点検加算額<br>（電話機（A）及び（B）の合計が 1～5 台増える毎に加算） | 契約台数毎に加算 | 500 円（税込 **540** 円） |
| その他機器※4 | 端末機器毎に月額 | 機器により料金が異なります |

※２オプションメニュー対象物品詳細は別表１参照

※３対象物品への配線（以下、機器配線）の修理（張替を含む）も含みます。家屋の改造、レイアウト変更等に起因する故障及び構内ケーブル（ＩＤＦ間等）の張替についてはサポート対象外とします。

※４主装置メニュー対象機器の主装置に接続された機器であって、当社又は当社特約店が販売したものが対象となります。料金については当社ホームページ又は本サービス取扱所にてご確認ください。

【別表１（対象物品詳細）】

| 分類 | 商品名 | カナ品名 |
|---|---|---|
| 主装置メニュー（Ｓ、Ｍ、Ｌタイプ） | ＮＸＳ－主装置－「１」 | NXS-ME-<1> |
| | ＮＸ２Ｓ－主装置－「１」 | NX2S-ME-<1> |
| | ＮＸＭ－主装置－「１」 | NXM-ME-<1> |
| | ＮＸ２Ｍ－主装置－「１」 | NX2M-ME-<1> |
| | ＮＸＳＭ－２アナログ外線ユニット－「１」 | NXSM-2ACOU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－４アナログ外線ユニット－「１」 | NXSM-4ACOU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－４アナログ外線ユニット－「２」 | NXSM-4ACOU-<2> |
| | ＮＸＳＭ－１ＩＳＤＮ外線ユニット－「１」 | NXSM-1IDSICOU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－２ＩＳＤＮ外線ユニット－「１」 | NXSM-2IDSICOU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－スターユニット－「１」 | NXSM-SU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－スターユニット－「２」 | NXSM-SU-<2> |
| | ＮＸＳＭ－バスユニット－「１」 | NXSM-BU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－バスユニット－「２」 | NXSM-BU-<2> |
| | ＮＸＳＭ－単体電話機ユニット－「１」 | NXSM-SLU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－外部放送ドアホン接続ユニット－「１」 | NXSM-PSDU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－外線間転送ユニット－「１」 | NXSM-COTRU-<1> |
| | ＮＸＭ－発ＩＤ／ＰＢ信号受信用ユニット－「１」 | NXM-CIDRU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－音声メールユニット－「１」 | NXSM-VMU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－音声メールユニット－「２」 | NXSM-VMU-<2> |
| | ＮＸＳＭ－音声メールサブユニット「１」 | NXSM-VMSU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－４ＣＨブロードバンドルータユニット－「１」 | NXSM-4BRU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－４ＣＨブロードバンドルータユニット－「２」 | NXSM-4BRU-<2> |
| | ＮＸＳＭ－４ＣＨブロードバンドルータサブユニット－「１」 | NXSM-4BRSU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－ＩＰ内線ユニット－「１」 | NXSM-IPEU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－ＩＰ内線サブユニット－「１」 | NXSM-IPESU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－ＩＰ内線エコキャンサブユニット－「１」 | NXSM-IPEECSU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－ＤＣＬ用同期信号ユニット－「１」 | NXSM-DSYU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－電池劣化判定ユニット－「１」 | NXSM-BCU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－「４」ＳＰＭＬＴライセンス－「１」 | NXSM-<4>SPMLTLICENSE-<1> |
| | ＮＸＳＭ－「８」ＳＰＭＬＴライセンス－「１」 | NXSM-<8>SPMLTLICENSE-<1> |
| | ＮＸＬ－主装置セット－「１」 | NXL-MESET-<1> |
| | ＮＸＬ－主装置セット－「２」 | NXL-MESET-<2> |
| | ＮＸ２Ｌ－主装置セット－「１」 | NX2L-MESET-<1> |
| | ＮＸＰ－主装置セット－「１」 | NXP-MESET-<1> |
| | ＮＸ２Ｐ－主装置セット－「１」 | NX2P-MESET-<1> |
| | ＮＸＬＰ－システム容量ライセンス－「１」 | NXLP-SYSLICENSE-<1> |
| | ＮＸＬ－増設主装置－「１」 | NXL-EME-<1> |
| | ＮＸＰ－増設主装置－「１」 | NXP-EME-<1> |
| | ＮＸＬ－ダミー主装置－「１」 | NXL-DME-<1> |
| | ＮＸＬＰ－レガシーＧＷ主装置－「１」 | NXLP-LEGACYGWME-<1> |
| | ＮＸ２ＬＰ－レガシーＧＷ主装置－「１」 | NX2LP-LEGACYGWME-<1> |
| | ＮＸＬＰ－中央ＣＰＵユニット－「１」 | NXLP-CCU-<1> |
| | ＮＸＬＰ－中央ＣＰＵユニット－「２」 | NXLP-CCU-<2> |
| | ＮＸ２ＬＰ－中央ＣＰＵユニット－「１」 | NX2LP-CCU-<1> |
| | ＮＸＬ－ＴＤＭ中央制御ユニット－「１」 | NXL-TCCU-<1> |
| | ＮＸＬ－増設架拡張ユニット－「１」 | NXL-TCCEU-<1> |
| | ＮＸＬＰ－ＡＰＩサブユニット－「１」 | NXLP-APISU-<1> |

| | |
|---|---|
| ＮＸＬ－８アナログ外線ユニット－「１」 | NXL-8ACOU-<1> |
| ＮＸＬ－８アナログ外線サブユニット－「１」 | NXL-8ACOSU-<1> |
| ＮＸＬ－２ＤＳＵ内蔵ＩＳＤＮ基本外／内線ユニット－「１」 | NXL-2IDSICOB/EU-<1> |
| ＮＸＬ－２ＤＳＵ内蔵ＩＳＤＮ基本外／内線ユニット－「２」 | NXL-2IDSICOB/EU-<2> |
| ＮＸＬ－２ＤＳＵ内蔵ＩＳＤＮ基本外線サブユニット－「１」 | NXL-2IDSICOBSU-<1> |
| ＮＸＬ－２ＤＳＵ内蔵ＩＳＤＮ基本外線サブユニット－「２」 | NXL-2IDSICOBSU-<2> |
| ＮＸＬ－ＩＳＤＮ一次群外／内線・ＴＴＣ共通線ユニット－「１」 | NXL-ICOP/E・TTCU-<1> |
| ＮＸＬ－ＩＳＤＮ一次群外／内線・ＴＴＣ共通線ユニット－「２」 | NXL-ICOP/E・TTCU-<2> |
| ＮＸＬＰ－カスタマーエッジユニット－「１」 | NXLP-CEU-<1> |
| ＮＸＬＰ－カスタマーエッジユニット－「２」 | NXLP-CEU-<2> |
| ＮＸ２ＬＰ－カスタマーエッジユニット－「１」 | NX2LP-CEU-<1> |
| ＮＸＬ－４ＣＨブロードバンドルータユニット－「１」 | NXL-4BRU-<1> |
| ＮＸＬ－４ＣＨブロードバンドルータサブユニット－「１」 | NXL-4BRSU-<1> |
| ＮＸＬ－４ＬＤ専用線ユニット－「１」 | NXL-4LDU-<1> |
| ＮＸＬ－４ＳＲＤ専用線ユニット－「１」 | NXL-4SRDU-<1> |
| ＮＸＬ－４専用線ＰＢレシーバサブユニット－「１」 | NXL-4PLPBRSU-<1> |
| ＮＸＬ－ＩＰインタフェースユニット－「１」 | NXL-IPIFU-<1> |
| ＮＸＬ－バスユニット－「１」 | NXL-BU-<1> |
| ＮＸＬ－４バスユニット－「１」 | NXL-4BU-<1> |
| ＮＸＬ－１０スターユニット－「１」 | NXL-10SU-<1> |
| ＮＸＬ－１０スターユニット－「２」 | NXL-10SU-<2> |
| ＮＸＬ－２０スターユニット－「１」 | NXL-20SU-<1> |
| ＮＸＬ－２０スターユニット－「２」 | NXL-20SU-<2> |
| ＮＸＬ－８単体電話機ユニット－「１」 | NXL-8SLU-<1> |
| ＮＸＬ－４単体電話機サブユニット－「１」 | NXL-4SLSU-<1> |
| ＮＸＬ－８長距離単体電話機ユニット－「１」 | NXL-8LLU-<1> |
| ＮＸＬ－リンガユニット－「１」 | NXL-RINGU-<1> |
| ＮＸＬ－８停電切替ユニット－「１」 | NXL-8PFU-<1> |
| ＮＸＰ－２単体電話機ユニット－「１」 | NXP-2SLU-<1> |
| ＮＸＬＰ－メディア変換ユニット－「１」 | NXLP-VCU-<1> |
| ＮＸＬＰ－２４ＶＣＵ追装ＤＳＰユニット－「１」 | NXLP-24VCSU-<1> |
| ＮＸＬ－ＴＤＭ音声変換ユニット－［１」 | NXL-VOIPU-<1> |
| ＮＸＬ－２４ＴＤＭ音声変換サブユニット－［１」 | NXL-24VOIPSU-<1> |
| ＮＸＬＰ－シリアルＩ／Ｆユニット－「１」 | NXLP-RSU-<1> |
| ＮＸＬＰ－シリアルＩ／Ｆユニット－「２」 | NXLP-RSU-<2> |
| ＮＸＬ－双方向アンプユニット－「１」 | NXL-BAU-<1> |
| ＮＸＬ－ＤＣＬ用同期信号ユニット－「１」 | NXL-DSYU-<1> |
| ＮＸＬ－ドアホン・テレコンユニット－「１」 | NXL-DTU-<1> |
| ＮＸＬ－サービストランクユニット－「１」 | NXL-STU-<1> |
| ＮＸＬ－サービストランクユニット－「２」 | NXL-STU-<2> |
| ＮＸＬＰ－外部放送ドアホン収容ＧＷボックス－「１」 | NXLP-PSDUBOX-<1> |
| ＮＸＬ－２４Ｈ音声メールメモリサブユニット－「１」 | NXL-24HSDMSU-<1> |
| ＮＸＬ－１００Ｈ音声メールメモリサブユニット－「１」 | NXL-100HSDMSU-<1> |
| ＮＸＬＰ－「４」ＳＩＰ外線ライセンス－「１」 | NXLP-<4>VOIPLICENSE-<1> |
| ＮＸＬＰ－「８」ＳＩＰ外線ライセンス－「１」 | NXLP-<8>VOIPLICENSE-<1> |
| ＮＸＬＰ－「２４」ＳＩＰ外線ライセンス－「１」 | NXLP-<24>VOIPLICENSE-<1> |
| ＮＸＬＰ－「８」ＳＩＰ内線ライセンス－「１」 | NXLP-<8>SIPLICENSE-<1> |
| ＮＸＬＰ－「１６」ＳＩＰ内線ライセンス－「１」 | NXLP-<16>SIPLICENSE-<1> |
| ＮＸＬＰ－「２４」ＳＩＰ内線ライセンス－「１」 | NXLP-<24>SIPLICENSE-<1> |
| ＮＸＬＰ－「８」ＳＰＭＬＴライセンス－「１」 | NXLP-<8>SPMLTLICENSE-<1> |

| | | |
|---|---|---|
| | ＮＸＬＰ－「１６」ＳＰＭＬＴライセンス－「１」 | NXLP-<16>SPMLTLICENSE-<1> |
| | ＮＸＬＰ－「２４」ＳＰＭＬＴライセンス－「１」 | NXLP-<24>SPMLTLICENSE-<1> |
| | ＮＸＬ－音声メールセット－「１」 | NXL-VMSET-<1> |
| | ＮＸＬ－音声メールセット－「２」 | NXL-VMSET-<2> |
| | ＮＸＬ－８音声メールセット－「１」 | NXL-8VMU-<1> |
| | ＮＸＬ－８音声メールセット－「２」 | NXL-8VMU-<2> |
| | ＮＸＬ－主装置接続長ケーブル－「１」 | NXL-MELC-<1> |
| | ＮＸＬＰ－主装置ソフト格納用メモリー「１」 | NXLP-MECF-<1> |
| | ＮＸＬＰ－主装置ソフト格納用メモリー「２」 | NXLP-MECF-<2> |
| | ＮＸ２ＬＰ－主装置ソフト格納用メモリー「１」 | NX2LP-MECF-<1> |
| | ＮＸＬＰ－２アナログ収容ＧＷボックス－「１」 | NXLP-2AGWBOX-<1> |
| | ＮＸＬＰ－１ＩＳＤＮ収容ＧＷボックス－「１」 | NXLP-1IGWBOX-<1> |
| | ＮＸＬ－アタッチメント－「１」 | NXL-ATTACH－＜１＞ |
| 主装置メニュー<br>（ミニタイプ） | ＢＸⅡ－主装置－「１」 | BX2-ME-<1> |
| | ＢＸⅡ－アナログ用主装置－「１」 | BX2-AME-<1> |
| | ＢＸⅡ－ＩＳＤＮ用主装置－「１」 | BX2-IME-<1> |
| | ＢＸⅡ－アナログ用主装置内蔵電話機－「１」「Ｗ」 | BX2-ARM-<1><W> |
| | ＢＸⅡ－アナログ用主装置内蔵電話機－「１」「Ｋ」 | BX2-ARM-<1><K> |
| | ＢＸⅡ－ＩＳＤＮ用主装置内蔵電話機－「１」「Ｗ」 | BX2-IRM-<1><W> |
| | ＢＸⅡ－ＩＳＤＮ用主装置内蔵電話機－「１」「Ｋ」 | BX2-IRM-<1><K> |
| | ＢＸⅡ－アナログ外線ユニット－「１」 | BX2-ACOU-<1> |
| | ＢＸⅡ－ＩＳＤＮ外線ユニット－「１」 | BX2-ICOU-<1> |
| | ＢＸⅡ－ドアホンユニット－「１」 | BX2-DHCU-<1> |
| | ＢＸⅡ－ＰＣ接続用ユニット－「１」 | BX2-PCU-<1> |
| | ＮＸＳＭ-外線間転送ユニット-「１」 | NXSM-COTRU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－単体電話機ユニット－「１」 | NXSM-SLU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－外部放送ドアホン接続ユニット－「１」 | NXSM-PSDU<1> |
| | ＮＸＳＭ－ＩＰ内線ユニット－「１」 | NXSM-IPEU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－ＩＰ内線サブユニット－「１」 | NXSM-IPESU-<1> |
| | ＮＸＳＭ－ＩＰ内線エコキャンユニット－「１」 | NXSM-IPEECSU-<1> |
| | ＮＸ-無線アクセスポイント-「１」 | NX-WL-AP-<1> |
| | ＮＸ－給電ＨＵＢ－「１」 | NX-POLHUB-<1> |
| | ＢＸⅡ－標準電話機－「１」「Ｗ」 | BX2-STEL-<1><W> |
| | ＢＸⅡ－標準電話機－「１」「Ｋ」 | BX2-STEL-<1><K> |
| | ＢＸⅡ－アナログ用留守番停電電話機－「１」「Ｗ」 | BX2-ARPTEL<1><W> |
| | ＢＸⅡ－アナログ用留守番停電電話機－「１」「Ｋ」 | BX2-ARPTEL<1><K> |
| | ＢＸⅡ－ＩＳＤＮ用留守番停電電話機－「１」「Ｗ」 | BX2-IRPTEL-<1><W> |
| | ＢＸⅡ－ＩＳＤＮ用留守番停電電話機－「１」「Ｋ」 | BX2-IRPTEL-<1><K> |
| | ＢＸⅡ－カールコードレス電話機－「１」「Ｗ」 | BX2-CCLTEL-<1><W> |
| | ＢＸⅡ－カールコードレス電話機－「１」「Ｋ」 | BX2-CCLTEL-<1><K> |
| | ＮＸヘッドセット「1」 | NX-HEAD SET-<1> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－スター「1」スロットＣＳ－「1」「Ｍ」 | NX-DCL-S<1>CS-<1><M> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－スター「1」スロットＣＳ－「1」「Ｓ」 | NX-DCL-S<1>CS-<1><S> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－スター「3」スロットＣＳ－「1」「Ｍ」 | NX-DCL-S<3>CS-<1><M> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－コードレス電話機セット－「1」「Ｋ」 | NX-DCL-PSSET-<1><K> |
| | ＮＸ－シングルラインコードレス電話機セット－「1」「Ｓ」 | NX-PSSLSET-<1><S> |
| | ＢＸⅡ－アナログコードレス電話機セット－「１」「Ｗ」 | BX2-ACL-SET-<1><W> |
| | ＢＸⅡ－アナログコードレス電話機セット－「１」「Ｋ」 | BX2-ACL-SET-<1><K> |
| | ＮＸ－スター単体電話機アダプタ | NX-SSLAP<1> |
| | Ｅ－ドアホン－Ｓ＜Ｃ＞茶色 | E-ﾄﾞｱﾎﾝ-S<C> |

| | | |
|---|---|---|
| | Ｅ－ドアホン－Ｓ＜Ｈ＞サンドベージュ | E-ﾄﾞｱﾎﾝ-S<H> |
| | Ｅ－ＶＸドアホンＡ露出 | E-VX-ﾄﾞｱﾎﾝＡ |
| | Ｅ－ＶＸドアホンＢ埋め込み | E-VX-ﾄﾞｱﾎﾝＢ |
| | Ｅ－ドアホンＤ＜Ｃ＞茶色 | E-ﾄﾞｱﾎﾝ-D<C> |
| | カラーカメラドアホン２-「１」「C」 | C-CDH2-<1><C> |
| | カラーカメラドアホン２-「１」「H」 | C-CDH2-<1><H> |
| | カラーカメラドアホン用モニタ露出 | C-MTV<ﾛｼｭﾂ> |
| | カラーカメラドアホン用モニタ埋込 | C-MTV<ｳﾒｺﾐ> |
| | カラーカメラドアホン－ＰＶ | ｶﾗｰｶﾒﾗﾄﾞｱﾎﾝ-P5 |
| | カラーカメラドアホンモニター－ＰＶ | ｶﾗｰｶﾒﾗﾄﾞｱﾎﾝﾓﾆﾀｰP5 |
| | １．９Ｇワイヤレスモニター－ＰＶ | 1.9G ﾜｲﾔﾚｽﾓﾆﾀｰP5 |
| | カラーカメラドアホン－ＰⅢ | ｶﾗｰｶﾒﾗﾄﾞｱﾎﾝ-P3 |
| | カラーカメラドアホンモニター－ＰⅢ | ｶﾗｰｶﾒﾗﾄﾞｱﾎﾝﾓﾆﾀｰP3 |
| | ２．４Ｇワイヤレスモニター－ＰⅢ | 2.4G ﾜｲﾔﾚｽﾓﾆﾀｰP3 |
| | ２．４Ｇワイヤレスモニター－ＰⅡ | 2.4G ﾜｲﾔﾚｽﾓﾆﾀｰP2 |
| | ＮＴＴコールスピーカＢＳ－１９１ | NTT・ｺｰﾙｽﾋﾟｰｶ「BS-191」 |
| | ＮＴＴコールスピーカＢＳ－３９１ | NTT・ｺｰﾙｽﾋﾟｰｶ「BS-391」 |
| | ＮＴＴコールスピーカＢＳ－３９６ | NTT・ｺｰﾙｽﾋﾟｰｶ「BS-396」 |
| オプション<br>メニュー<br>電話機（A） | ＮＸ－ＤＣＬ－コードレス電話機セット－「１」「K」 | NX-DCL-PSSET-<1><K> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－ＫＴ形コードレス電話機セット－「１」「W」 | NX-DCL-PSKTSET-<1><W> |
| | ＮＸ２－ＤＣＬ－ＫＴ形コードレス電話機セット－「１」「W」 | NX2-DCL-PSKTSET-<1><W> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－バス「１」スロットＣＳ－「１」「M」 | NX-DCL-B<1>CS-<1><M> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－バス「１」スロットＣＳ－「１」「S」 | NX-DCL-B<1>CS-<1><S> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－バス「３」スロットＣＳ－「１」「M」 | NX-DCL-B<3>CS-<1><M> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－バス「３」スロットＣＳ－「１」「S」 | NX-DCL-B<3>CS-<1><S> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－スター「１」スロットＣＳ－「１」「M」 | NX-DCL-S<1>CS-<1><M> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－スター「１」スロットＣＳ－「１」「S」 | NX-DCL-S<1>CS-<1><S> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－スター「3」スロットＣＳ－「１」「M」 | NX-DCL-S<3>CS-<1><M> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－スター「3」スロットＣＳ－「１」「S」 | NX-DCL-S<3>CS-<1><S> |
| | ＮＸ－シングルラインコードレス電話機セット－「１」「S」 | NX-PSSLSET-<1><S> |
| | ＮＸ－ＡＣＬ－コードレス電話機セット－「１」「W」 | NX-ACL-SET-<1><W> |
| | ＮＸ－ＡＣＬ－コードレス電話機セット－「１」「K」 | NX-ACL-SET-<1><K> |
| | ＮＸ－ＩＰＣＬ－コードレス電話機セット－「１」 | NX-IPCL-PSSET-<1> |
| | ＮＸ－「１８」キー標準スター電話機－「１」「W」 | NX-<18>STEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「１８」キー標準スター電話機－「１」「K」 | NX-<18>STEL-<1><K> |
| | ＮＸ２－「１８」キー標準スター電話機－「１」「W」 | NX2-<18>STEL-<1><W> |
| | ＮＸ２－「１８」キー標準スター電話機－「１」「K」 | NX2-<18>STEL-<1><K> |
| | ＮＸ－「２４」キー標準スター電話機－「１」「W」 | NX-<24>STEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キー標準スター電話機－「１」「K」 | NX-<24>STEL-<1><K> |
| | ＮＸ２－「２４」キー標準スター電話機－「１」「W」 | NX2-<24>STEL-<1><W> |
| | ＮＸ２－「２４」キー標準スター電話機－「１」「K」 | NX2-<24>STEL-<1><K> |
| | ＮＸ－「３６」キー標準スター電話機－「１」「W」 | NX-<36>STEL-<1><W> |
| | ＮＸ２－「３６」キー標準スター電話機－「１」「W」 | NX2-<36>STEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「１８」キーアナログ停電スター電話機－「１」「W」 | NX-<18>APFSTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「１８」キーアナログ停電スター電話機－「１」「K」 | NX-<18>APFSTEL-<1><K> |
| | ＮＸ２－「１８」キーアナログ停電スター電話機－「１」「W」 | NX2-<18>APFSTEL-<1><W> |
| | ＮＸ２－「１８」キーアナログ停電スター電話機－「１」「K」 | NX2-<18>APFSTEL-<1><K> |
| | ＮＸ－「２４」キーアナログ停電スター電話機－「１」「W」 | NX-<24>APFSTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キーアナログ停電スター電話機－「１」「K」 | NX-<24>APFSTEL-<1><K> |
| | ＮＸ２－「２４」キーアナログ停電スター電話機－「１」「W」 | NX2-<24>APFSTEL-<1><W> |

| | |
|---|---|
| ＮＸ２－「２４」キーアナログ停電スター電話機－「１」「K」 | NX2-<24>APFSTEL-<1><K> |
| ＮＸ－「３６」キーアナログ停電スター電話機－「１」「W」 | NX-<36>APFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「３６」キーアナログ停電スター電話機－「１」「W」 | NX2-<36>APFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「１８」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「W」 | NX-<18>IPFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「１８」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「K」 | NX-<18>IPFSTEL-<1><K> |
| ＮＸ２－「１８」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「W」 | NX2-<18>IPFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「１８」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「K」 | NX2-<18>IPFSTEL-<1><K> |
| ＮＸ－「２４」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「W」 | NX-<24>IPFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「K」 | NX-<24>IPFSTEL-<1><K> |
| ＮＸ２－「２４」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「W」 | NX2-<24>IPFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「２４」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「K」 | NX2-<24>IPFSTEL-<1><K> |
| ＮＸ－「３６」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「W」 | NX-<36>IPFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「３６」キーＩＳＤＮ停電スター電話機－「１」「W」 | NX2-<36>IPFSTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キー防水スター電話機－「１」「W」 | NX-<24>WPSTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キー録音スター電話機－「１」「W」 | NX-<24>RECSTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「２４」キー録音スター電話機－「１」「W」 | NX2-<24>RECSTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「１８」キー標準バス電話機－「１」「W」 | NX-<18>BTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「１８」キー標準バス電話機－「１」「W」 | NX2-<18>BTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キー標準バス電話機－「１」「W」 | NX-<24>BTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「２４」キー標準バス電話機－「１」「W」 | NX2-<24>BTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「３６」キー標準バス電話機－「１」「W」 | NX-<36>BTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「３６」キー標準バス電話機－「１」「W」 | NX2-<36>BTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キー防水バス電話機－「１」「W」 | NX-<24>WPBTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キー録音バス電話機－「１」「W」 | NX-<24>RECBTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「２４」キー録音バス電話機－「１」「W」 | NX2-<24>RECBTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「１８」キーアナログ停電バス電話機－「１」「W」 | NX-<18>APFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「１８」キーアナログ停電バス電話機－「１」「W」 | NX2-<18>APFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キーアナログ停電バス電話機－「１」「W」 | NX-<24>APFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「２４」キーアナログ停電バス電話機－「１」「W」 | NX2-<24>APFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「３６」キーアナログ停電バス電話機－「１」「W」 | NX-<36>APFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「３６」キーアナログ停電バス電話機－「１」「W」 | NX2-<36>APFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「１８」キーＩＳＤＮ停電バス電話機－「１」「W」 | NX-<18>IPFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「１８」キーＩＳＤＮ停電バス電話機－「１」「W」 | NX2-<18>IPFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キーＩＳＤＮ停電バス電話機－「１」「W」 | NX-<24>IPFＢTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「２４」キーＩＳＤＮ停電バス電話機－「１」「W」 | NX2-<24>IPFＢTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「３６」キーＩＳＤＮ停電バス電話機－「１」「W」 | NX-<36>IPFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「３６」キーＩＳＤＮ停電バス電話機－「１」「W」 | NX2-<36>IPFBTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「１８」キーＩＰ電話機－「１」「W」 | NX-<18>IPTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「１８」キーＩＰ電話機－「１」「K」 | NX-<18>IPTEL-<1><K> |
| ＮＸ２－「１８」キーＩＰ電話機－「１」「W」 | NX2-<18>IPTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「１８」キーＩＰ電話機－「１」「K」 | NX2-<18>IPTEL-<1><K> |
| ＮＸ－「２４」キーＩＰ電話機－「１」「W」 | NX-<24>IPTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キーＩＰ電話機－「１」「K」 | NX-<24>IPTEL-<1><K> |
| ＮＸ２－「２４」キーＩＰ電話機－「１」「W」 | NX2-<24>IPTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「２４」キーＩＰ電話機－「１」「K」 | NX2-<24>IPTEL-<1><K> |
| ＮＸ－「３６」キーＩＰ電話機－「１」「W」 | NX-<36>IPTEL-<1><W> |
| ＮＸ２－「３６」キーＩＰ電話機－「１」「W」 | NX2-<36>IPTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キーアナログ停電ＩＰ電話機－「１」「W」 | NX-<24>APFIPTEL-<1><W> |
| ＮＸ－「２４」キーアナログ停電ＩＰ電話機－「１」「K」 | NX-<24>APFIPTEL-<1><K> |
| ＮＸ２－「２４」キーアナログ停電ＩＰ電話機－「１」「W」 | NX2-<24>APFIPTEL-<1><W> |

| | | |
|---|---|---|
| | ＮＸ２－「２４」キーアナログ停電ＩＰ電話機－「１」「K」 | NX2-<24>APFIPTEL-<1><K> |
| | ＮＸ－「２４」キーＩＳＤＮ停電ＩＰ電話機－「１」「W」 | NX-<24>IPFIPTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キーＩＳＤＮ停電ＩＰ電話機－「１」「K」 | NX-<24>IPFIPTEL-<1><K> |
| | ＮＸ２－「２４」キーＩＳＤＮ停電ＩＰ電話機－「１」「W」 | NX2-<24>IPFIPTEL-<1><W> |
| | ＮＸ２－「２４」キーＩＳＤＮ停電ＩＰ電話機－「１」「K」 | NX2-<24>IPFIPTEL-<1><K> |
| | ＮＸ－「２４」キー防水ＩＰ電話機－「１」「W」 | NX-<24>WPIPTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キー録音ＩＰ電話機－「１」「W」 | NX-<24>RECIPTEL-<1><W> |
| | ＮＸ２－「２４」キー録音ＩＰ電話機－「１」「W」 | NX2-<24>RECIPTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－バスコンソール－「１」「W」 | NX-BCONS-<1><W> |
| | ＮＸ－スターコンソール－「１」「W」 | NX-SCONS-<1><W> |
| | ＮＸ－ＩＰコンソール－「１」「W」 | NX-IPCONS-<1><W> |
| | ＮＸ－アドバンストＩＰ電話機ビデオアダプター「１」 | NX-ADVANCEDIPTELﾋﾞﾃﾞｵｱﾀﾞﾌﾟﾀ-<1> |
| | ＮＸ－バス単体電話機アダプター「１」 | NX-BSLAP<1> |
| | ＮＸ－スター単体電話機アダプター「１」 | NX-SSLAP<1> |
| | ＮＸ－ＩＰ単体電話機アダプター「１」 | NX-IPSLAP<1> |
| | ＮＸ－バスレピーター「１」 | NX-BREP-<1> |
| | ＮＸ－長分岐アダプター「１」 | NX-LBAP-<1> |
| | ＮＸ－騒音防止ハンドセット－「１」 | NX-NHS-<1> |
| | ＮＸ－ハンズフリー装置セット－「１」 | NX-HFSSET-<1> |
| | ＮＸ－ヘッドセット－「１」 | NX-HEADSET-<1> |
| | ＮＸ－録音ジャックユニット－「１」 | NX-REJU-<1> |
| | ＮＸ－外線表示盤－「１」 | NX-CODSP-<1> |
| | ＮＸ－状態表示盤－「１」 | NX-STDSP-<1> |
| | ＮＸ－専用線アダプター「１」 | NX-PLAP-<1> |
| | ＮＸ－専用線アダプタ用ＬＤユニット－「１」 | NX-LDU-<1> |
| | ＮＸ－専用線アダプタ用ＲＤユニット－「１」 | NX-RDU-<1> |
| | ＮＸ－専用線アダプタ用ＳＲＤユニット－「１」 | NX-SRDU-<1> |
| | ＮＸ－ＩＰ内線延長装置－クライアント－「１」 | NX-IPREP-CLI-<1> |
| | ＮＸＬ－ホテルコンソール－「１」 | NXL-HDSS-<1> |
| | ＮＸＬ－客室電話機－「１」「１」 | NXL-HTEL-<1><1> |
| | ＮＸＬ－客室電話機－「２」「１」 | NXL-HTEL-<2><1> |
| | ＮＸ－無線アクセスポイント－「１」 | NX-WL-AP-<1> |
| | ＮＸ－フルバックアップキャビネット－「１」 | NX-FBC-<1> |
| | ＮＸ－フルバックアップキャビネット－「２」 | NX-FBC-<2> |
| | ＥＰＮＩＰ形ディジタルコードレス電話機セット「」 | EPNIP-PS-SET<> |
| | ＮＸ２－ＤＥＣＬコードレス電話機セット－「１」「W」 | NX2-DECL-PSSET-<1><W> |
| | ＮＸ２－ＤＣＬ－ＫＴ形コードレス電話機セット－「１」「W」 | NX2-DCL-PSKTSET-<1><W> |
| | ＮＸ２－ＤＣＬ－ＫＴ形コードレス電話機－「１」「W」 | NX2-DCL-PSKT-<1><W> |
| オプション<br>メニュー<br>電話機（B） | ＮＸ－ＤＣＬ－ＩＰ「3」スロットＣＳ－「１」「M」 | NX-DCL-IP<3>CS-<1><M> |
| | ＮＸ－ＤＣＬ－ＩＰ「3」スロットＣＳ－「１」「S」 | NX-DCL-IP<3>CS-<1><S> |
| | ＮＸ－「２４」キーカールコードレススター電話機 - 「１」「W」 | NX-<24>CCLSTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キーカールコードレススター電話機 - 「２」「W」 | NX-<24>CCLSTEL-<2><W> |
| | ＮＸ２－「２４」キーカールコードレススター電話機 - 「１」「W」 | NX2-<24>CCLSTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「３６」キーカールコードレススター電話機 - 「１」「W」 | NX-<36>CCLSTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「３６」キーカールコードレススター電話機 - 「２」「W」 | NX-<36>CCLSTEL-<2><W> |
| | ＮＸ２－「３６」キーカールコードレススター電話機 - 「１」「W」 | NX2-<36>CCLSTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キーカールコードレスバス電話機 - 「１」「W」 | NX-<24>CCLBTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キーカールコードレスバス電話機 - 「２」「W」 | NX-<24>CCLBTEL-<2><W> |
| | ＮＸ２－「２４」キーカールコードレスバス電話機 - 「１」「W」 | NX2-<24>CCLBTEL-<1><W> |

| | | |
|---|---|---|
| | ＮＸ－「３６」キーカールコードレスバス電話機 - 「１」「W」 | NX-<36>CCLBTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「３６」キーカールコードレスバス電話機 - 「２」「W」 | NX-<36>CCLBTEL-<2><W> |
| | ＮＸ２－「３６」キーカールコードレスバス電話機 - 「１」「W」 | NX2-<36>CCLBTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「２４」キーカールコードレスＩＰ電話機 - 「１」「W」 | NX-<24>CCLIPTEL-<1><W> |
| | ＮＸ２－「２４」キーカールコードレスＩＰ電話機 - 「１」「W」 | NX2-<24>CCLIPTEL-<1><W> |
| | ＮＸ－「１２」キーアドバンストＩＰ電話機－「１」「K」 | NX-<12>ADVANCEDIPTEL-<1><K> |
| | ＮＸ２－メディアＩＰ電話機―「１」「K」 | NX2-MEDIAIPTEL-<1><K> |
| | ＮＸ－映像アダプター「１」 | NX-VADP-<1> |
| | ＮＸ－フルバックアップ装置－「１」 | NX-FBE-<1> |
| | ＮＸ－フルバックアップ装置－「２」 | NX-FBE-<2> |
| | ＮＸ－給電ＨＵＢ－「１」 | NX-POLHUB-<1> |
| | ＮＸ－ＩＰ内線延長装置－ホスト－「１」 | NX-IPREP-HST-<1> |
| | ＮＸＬ－料金管理用プリンター「１」 | NXL-TM ﾌﾟﾘﾝﾀｰ-<1> |
| | ＮＸＬＰ－８音声メール収容ボックス－「１」 | NXLP-8VMGWBOX-<1> |
| | Ｎｅｔｃｏｍｍｕｎｉｔｙ　ＭＡ４００ | ﾓﾊﾞｲﾙﾅｲｾﾝｱﾀﾞﾌﾟﾀｰ<1> |
| | ＮＸ－アプリケーション用品―ＷＥＢアドレス帳ボックス－「１」 | NX-APS-<WEBADBOX>-<1> |
| 対象外 | ＮＸＰ－縦置き用品－「１」 | NXP-ﾀﾃｵｷﾖｳﾋﾝｰ<1> |
| | ＮＸ－コンソール壁掛け用品－「１」 | NX-CONS ｶﾍﾞｶｹｰ<1> |
| | 電源アダプタ（Ｋ）－０９９ | ﾃﾞﾝｹﾞﾝｱﾀﾞﾌﾟﾀ<K>-099 |
| | ＮＸ－ＣＴＩミドルウェア「１」－「１」 | NX-CTI<1>-<1> |
| | ＮＸ－ＰＣ接続ケーブル－「１」 | NX-PCC-<1> |
| | ＮＸ－ＰＣ接続ケーブル－「２」 | NX-PCC-<2> |
| | ＮＸ－ＰＣ接続ケーブル－「３」 | NX-PCC-<3> |
| | ＮＸ－ＰＣ接続ケーブル－「４」 | NX-PCC-<4> |
| | ＮＸ－ＰＣ変換接続ケーブル－「１」 | NX-PCCC-<1> |
| | ＮＸ－ＰＣ変換接続ケーブル－「２」 | NX-PCCC-<2> |
| | ＮＸＳＭ－主装置据え置き用品－「１」 | NXSM-ME ｽｴｵｷﾖｳﾋﾝｰ<1> |
| | ＮＸＳ－主装置壁掛け用品－「１」 | NXS-ME ｶﾍﾞｶｹﾖｳﾋﾝｰ<1> |
| | ＮＸＬ－ホテル管理用品－「１」 | NXL-HMS-<1> |
| | ＮＸＬ－シリアル変換コネクター「１」 | NXL-SRLCON-<1> |
| | ＮＸＬ－シリアル変換コネクター「２」 | NXL-SRLCON-<2> |
| | ＮＸＬＰ－経営情報管理装置－「１」 | NXLP-MIS-<1> |
| | ＮＸ－ＦＢＥ多段積み用品－「１」 | NX-FBE ﾀﾀﾞﾝﾂﾞﾐｰ<1> |
| | ＮＸ－ＦＢＣ横置き用品－「１」 | NX-FBC ﾖｺｵｷｰ<1> |
| | ＮＸ－ＦＢＣオプションケーブル－「１」 | NX-FBCOPC-<1> |
| その他機器 | 主装置メニュー対象機器の主装置に接続された機器であって、当社又は当社特約店が販売したものが対象となります。<br>※対象機器および提供料金については当社ホームページ又は本サービス取扱所にてご確認ください。 | |